

事務連絡
令和元年9月11日

佐賀県大町町担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

令和元年8月の前線に伴う大雨による油流出の被害に関する
災害救助法の弾力運用について

令和元年8月の前線に伴う大雨においては、既に災害救助法に基づき応急救助を実施していただいているところであるが、今般の大雨により油流出事故が発生している特殊な状況に鑑み、佐賀県大町町における災害救助法の運用について、下記のとおり取り扱うこととしたので、被災者の具体的な事情等を勘案した上で、弾力的に対応されたい。

記

1. 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下「障害物の除去」という。）について、住宅（住家の敷地（住家に隣接した庭）を含む）内に入り込んだ油は「日常生活に著しい支障を及ぼしているもの」として、障害物の除去の対象とし、その取扱いについては以下のとおりとする。

ア 油の除去に当たっては、住宅1戸ごとに専門業者により実施すること。また、油の染み込んだ床や壁を撤去する必要がある場合については、住宅1戸ごとに解体業者により実施すること。

イ 上記アにより実施した費用が基準額を上回る場合については、内閣府と特別の協議を行うこと。

ウ 災害救助に要した費用について、精算のための資料として、住宅1戸ごとに必要な書類を用意すること。

2. 住宅の応急修理の実施

今般の流出した油による被害を受けた住家については、油の影響がある範囲について応急修理を実施して差し支えないものとする。これにより応急修理を実施した際には、必要な証拠となる写真（当該修理に係る施工前、施工中及び施工後の各写真）を必ず提出させること。

ただし、基準額等については従前のおりであり、特別の協議は行わないことに留意すること。

なお、住宅の応急修理と障害物の除去との併給を認めることは差し支えない。

3. 応急仮設住宅の供与

今般の流出した油による被害を受けた住家に居住していた者について、当該住家での継続した居住により日常生活を営むことが困難な場合については、当該者に応急仮設住宅の供与を行って差し支えないものとする。ただし、まずは公営住宅の利用を優先し、その上で、住宅供給量が不足する場合に、応急仮設住宅を供与すること。

なお、応急仮設住宅の供与を受けた者については、住宅の応急修理及び障害物の除去との併給は認められないところであるが、当該者の住宅の油の除去が周辺の住居などへの二次被害の防止に繋がる場合には、障害物の除去のみ併給可能とすることがあるので、そのようなことが想定される場合には、内閣府に事前に協議されたい。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）被災者行政担当

電話：03-3539-2849（直通）

メール：阿部 yoshinobu.abe.m7c@cao.go.jp

堀田 tomohiro.hotta.f4w@cao.go.jp

高見 kenji.takami.a6d@cao.go.jp